

## 千 修 館 《入 館 要 綱》

- (資 格) 大学・短期大学及びこれに準ずる学校に在学、通学、入学予定の女子で、心身共に健康で健全な社会生活を営める方。また館内規則を順守できる方。
- (契 約) (1) 当館は女子専用の防災防犯管理付き住宅であり、この性質に伴い入館時期が限られる為、契約期間は4月1日より年度単位とし、契約終了年の3月20日を契約及び在館期限とします。
- (2) 入館確定後・入室後の部屋の変更は原則出来ません。
- (費 用) (1) 入館金  
入館金は申込者の都合に依る申込取り消しの場合は返却しません。
- (2) 保証金  
①契約期間中無利息でお預かりし、契約終了より2ヶ月後の月末までにお返しします。  
②退館時に清算する金額は、原則保証金から差し引きます。
- (3) 室料・管理費  
①管理費は一般管理費の他、建物・共同設備の保守・管理・清掃、及び各室の設備・備品利用等が含まれます。  
②水光熱費等、個別の各月料金は含まれておりません。  
③上記①②の費用は休館日・帰省等不在の場合も、契約期間中の全ての費用を納入していただきます。
- (入館申込) 所定の申込書に必要事項をご記入の上、申込金を添えてお申込み下さい。  
申込金は入館手続き完了時に保証金の一部に充当しますが、申込者の都合により取り消した場合は返却致しません。  
但し、契約成立前に当館側の都合により入館できない場合は返却します。
- (入館確定) 下記の(1)から(5)の手続きを経て入館確定となります。
- (1) 入館申込後に通学校が決定しましたら速やかにご連絡下さい。
- (2) 入館の決定後、入館承諾書と入館に必要な書類を郵送します。
- (3) 入館に必要な書類と期限
- ① 誓約書
  - ② 入学、在学等を証明するもの(コピー可)
  - ③ 写真(縦3cm×横2cm相当)2枚
  - ④ 健康診断書(コピー可)
- 共同生活が可能かどうかの判断、既往症がございましたらお知らせください。  
(簡単な検査のものでけっこうです)
- ※上記(3)の①～④については3月15日迄に、返送用封筒にてお送りください。

(4) 諸費用の納入

- ①入館金、保証金及び4月分室料・管理費を、原則、初期費用計算書の到着の日から7日以内（金融機関休業日除く）に、当館の指定した方法でご納入下さい。
- ②入館後の各月の室料・管理費は当該月の前月の27日までに、当館の指定した方法でご納入下さい。

- (退館) (1) 退館は、退館日の3ヶ月前（原則当該年度の12月20日）までに、指定の文書により届け出て下さい。
- (2) 退館届は、契約者（保護者）名、退館者名、退館月日、退館届け日を要件とします。
- (3) 退館月の室料・管理費の算定は当該1ヶ月分を頂きます。（日割りはいたしません）
- (4) 契約年度途中の退館は契約不履行として扱います。この違約金は、退館月の翌月から起算して、室料の3ヶ月分を頂きます。
- (5) 退館の際、理由の如何を問わず、立ち退き料・必要経費等、又、物品の買取りその他一切の請求をすることは出来ません。
- (6) 退館する際は、居室・備品等を元の状態に戻して返却頂きます。万一、破損・汚損・紛失等があれば相当額の実費を負担頂きます。
- また、退館後の原状回復においては、専門業者によるリフォーム、室内・備品クリーニング等を行いますが、この費用においても実費にて負担頂きます。
- その際は、まず保証金から充当致します。
- (7) 入館者に次の事項に該当すると認められる場合は、指定の期日迄に退館して頂きます。
- ①入館資格を喪失した場合。
  - ②2ヶ月以上室料及び他の費用を滞納した場合。
  - ③当館館内規則に違反する等、館内の秩序を乱し、又は、管理運営上支障を来す行為。
  - ④その他当館の共同生活に適さないとと思われる場合。